

審 査 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第75条第10項
処 分 の 概 要	自動車使用制限標章の取り除き（下命・容認に係るもの）
原権者（委託先）	公安委員会
法 令 の 定 め	<u>前項</u>の規定により標章をはり付けられた自動車について、当該自動車の使用者から当該自動車を買受けた者その他当該自動車の使用について権原を有する第三者は、内閣府令で定めるところにより、公安委員会に対し、当該標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、当該標章を取り除かなければならない。 ※ <u>前項</u>は別紙のとおり
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	申請受理後
申 請 先	使用制限を実施した警察署の交通課
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課取締指導係（048-832-0110）
備 考	道路交通法施行令第9条の16 法第75条第10項の規定による申請は、別記様式第5の4の標章除去申請書及び次の掲げる書類を提出して行うものとする。 ① 標章の除去を申請しようとする者が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合、住民票の写し ② 標章除去申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類 ③ 標章除去申請者が法人である場合、登記事項証明書 ④ 申請に係る車両が自動車である場合、自動車検査証 ⑤ 申請に係る車両が自動車である場合、保管場所が確保されていることを証明する書類 ⑥ 標章除去申請者が申請に係る車両の使用について権原を有することを証明する書類 ⑦ 命令の期間における車両の使用に関し、標章除去申請者と命令を受けた者との法律関係を明らかにする書類

道路交通法第75条

- 9 公安委員会は、第2項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた自動車の使用者に対し、運転し、又は運転させてはならないこととなる自動車の番号標の番号その他の内閣府令で定める事項を記載した文書を交付し、かつ、当該自動車の前面の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

- 2 自動車の使用者等が前項の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が同項各号のいずれかに掲げる行為をした場合において、自動車の使用者がその者の業務に関し自動車を使用することが著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該自動車の使用者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該違反に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。